

鹿嶋市告示第40号

令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

鹿嶋市長 田口伸一

令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑を防止するとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、犬猫の避妊手術又は去勢手術（以下これらを「手術」という。）を実施した者に対し、予算の範囲内で鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鹿嶋市に住民登録されている者に現に居住している者であること。
- (2) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出がされた動物病院の獣医師に依頼し、当該年度中に手術を実施した者であること。

(補助対象犬猫)

第3条 補助金の交付の対象となる犬猫は、前条第2号の獣医師が手術を行うことが適当であると認める犬又は猫であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 犬 次に掲げる要件の全てを満たす犬であること。
  - ア 補助対象者が飼育する犬であること。
  - イ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第4条第1項の登録を受けた犬であること。
  - ウ 法第5条第1項の予防注射を第5条の規定による申請の日から遡って1年以内に受け、かつ、法第5条第2項の注射済票の交付を受けた犬であること。ただし、法第5条第1項の予防注射の実施の猶予に係る証明書が獣医師から交付されている場合は、この限りでない。
- (2) 猫 次に掲げる要件のいずれかを満たす猫であること。
  - ア 補助対象者が飼育する猫であること。

イ 市内において手術をする目的で捕獲された猫（以下「捕獲した猫」という。）であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、手術に要した費用に2分の1を乗じて得た額（当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

（1）犬の手術 1頭につき3,000円

（2）猫の手術 1匹につき3,000円

（補助金交付申請）

第5条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術を実施した後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）補助金交付申請書（様式第1号）

（2）当該手術に要した費用の支払を証する書類

（3）申請者の現住所が確認できる書類の写し

（4）市税等の納付状況の調査閲覧に関する同意がない場合にあつては、申請の日から遡って14日以内に発行された納税証明書（市税等に未納がないこと）。

ただし、市税等の徴収の猶予を受けている場合は、当該猶予を証する書類の写しをもってこれに代えることができる。

（5）その他市長が必要と認める書類（必要に応じて狂犬病予防注射実施猶予証明書）

2 補助金の申請は、令和9年3月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、当該申請内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の申請の却下を決定したときは、補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付取消決定、補助金の返還）

第8条 市長は、虚偽の申請又は不正な行為により補助金の交付を受けた者に対して、交付の取消しを決定し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助金交付決定取消通知書、補助金返還通知書）

第9条 前条の規定による補助金交付決定取消通知書は、様式第5号とする。

2 前条の規定による補助金返還通知書は、様式第6号とする。

（補則）

第10条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、動物愛護思想の普及に努めるものとする。

- 2 市内で捕獲した猫の手術を実施してこの要綱による補助金の交付を受けた者は、当該猫が手術を実施済みであることを容易に判別できる措置を講ずるなどして周知に努めるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

補助金額	(合計) 金 _____ 円 (手術金額の2分の1(100円未満切捨て)、1頭(匹)の上限: 3,000円)		
手術の種類	避妊 ・ 去勢 ・ 複数頭のため別紙		
動物の種類	犬 ・ 猫	名 前	・ 未定
*犬のみ記入	登録番号	注射済票番号	年

※複数頭の申請の場合は全頭の補助金額の合計を記載し、別紙に各補助動物について記載すること。

・添付書類

- (1) 当該手術に要した費用の支払を証する書類
- (2) 申請者の現住所が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類(必要に応じて狂犬病予防注射実施猶予証明書)

私は、鹿嶋市環境政策課が、市税等の納付状況に関する情報について、補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から提供を受けることに同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (署名または記名捺印)

(生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

※情報提供に同意しない場合は、申請の日から遡って14日以内に発行された納税証明書(市税等に未納がないこと。)を添付してください。

## 別紙

頭数 (匹数)	_____ 頭目 (匹目)	手術の種類	避 妊 ・ 去 勢
補助金額	金 _____ 円 (手術金額の2分の1 (100円未満切捨て), 1頭 (匹) の上限: 3,000円)		
動物の種類	犬 ・ 猫	名 前	・ 未定
* 犬のみ記入	登録番号		注射済票番号 年

頭数 (匹数)	_____ 頭目 (匹目)	手術の種類	避 妊 ・ 去 勢
補助金額	金 _____ 円 (手術金額の2分の1 (100円未満切捨て), 1頭 (匹) の上限: 3,000円)		
動物の種類	犬 ・ 猫	名 前	・ 未定
* 犬のみ記入	登録番号		注射済票番号 年

頭数 (匹数)	_____ 頭目 (匹目)	手術の種類	避 妊 ・ 去 勢
補助金額	金 _____ 円 (手術金額の2分の1 (100円未満切捨て), 1頭 (匹) の上限: 3,000円)		
動物の種類	犬 ・ 猫	名 前	・ 未定
* 犬のみ記入	登録番号		注射済票番号 年

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術及び去勢手術補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

備考

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金については、下記の理由で却下したので、令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金
- 2 却下理由
- 3 特記事項

様式第4号（第7条関係）

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定のあった令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金を請求します。

補助金請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

鹿嶋市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

振込先

金融機関名		支店名					
店 番							
預 金 項 目	1 普通		2 当座				
口 座 番 号							
フリガナ							
口座名義人							

※口座名義人等を確認し正確に御記入ください。

※口座番号は右詰めで御記入ください。

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金については、下記のとおり補助金交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金
- 2 既交付決定通知額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の取消理由

様

鹿嶋市長

補助金返還通知書

既に交付をした令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金について、返還の必要が生じたので、令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 令和8年度鹿嶋市犬猫の避妊手術又は去勢手術補助金

2 補助金返還指示額等

既 交 付 額 (A)	金	円
確 定 額 (B)	金	円
返 還 指 示 額 (A) - (B) = (C)	金	円

3 補助金返還期限

4 補助金返還の理由

5 付記事項